

不屈の大地 Build Back Betterの軌跡

東日本大震災からの復興

平成23年(2011年)・岩手県

特集1

令和6年能登半島地震

特集2

地区防災計画制度施行から10年



不屈の大地

Build Back Betterの軌跡



平成23年(2011年)・岩手県

東日本大震災からの復興

第22回

平成23年(2011年)3月11日、東北地方太平洋沖地震の発生により、東日本の太平洋岸には大津波が押し寄せ、岩手県の陸前高田市では1,750人以上が犠牲となり(行方不明者含む)、3,800棟以上が全壊する甚大な被害を記録しました。

地域の重要ななりわいの一つである水産業も、大きなダメージを受けました。津波により市内の12の漁港全てが損壊や沈下等の被害を受けたことに加え、施設、漁船、漁具等も失われ、水産加工施設も全壊もしくは流失しました。

市では、国、県及び漁港との連携の下、復旧・復興に着手し、漁船、水産施設、養殖筏等の復旧は平成26(2014)年度をもって完了しました。併せて進められていた高さ最大12.5mの防潮堤の建設も令和3(2021)年度には竣工し、これをもって全ての漁港施設が復旧しました。

漁港は、防潮堤の外側に位置し、自動閉鎖式の陸間

で隔てられています。陸間は津波来襲時にJアラートの信号を受信して、現地で人が操作することなく安全かつ迅速・確実に自動で閉鎖されるほか、防潮堤には、避難用の階段も設置されています。また長部漁港では、水産加工団地が嵩上げ復旧されたほか、広田、長部及び脇の沢漁港では、漁港背後地等を活用した水産関連業務団地の整備も進められています。

陸前高田市では、こうした漁港インフラの整備だけでなく、「陸前高田市水産業振興計画」を策定する等、水産業活性化のための様々な施策も実施しています。同市では、従来ワカメ、カキ等広田湾産ブランドが高い評価を得ていましたが、これらに加えて一部の漁業者が、高級食材であるエゾイシガケガイの養殖を成功させる等、新しいブランド品の開発も続けられており、付加価値が高く消費者ニーズに対応した水産加工品の開発を推進することで、「将来へ希望が持てる水産業」の実現を目指しています。



◀高さ12.5mの防潮堤には自動閉鎖システムを備えた陸間が設置されている。

▶長部漁港の背後地を活用して整備された水産関連業務団地。奥には防潮堤が見える。

◀震災発生直後(上)と復興後の長部漁港付近の航空写真



広田湾に臨む高田松原の一角に、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶・教訓の伝承を目的とした高田松原津波復興祈念公園が設置されています。公園内には国営追悼・記念施設として東日本大震災津波伝承館や「献花の場」、「海を望む場」が整備されているほか、壊滅した7万本の松の中で唯一残った「奇跡の一本松」、「旧道の駅タピック45」をはじめとした震災遺構も見学可能で、道の駅高田松原も併設されています。



(高田松原津波復興祈念公園の国営追悼・記念施設)

表紙写真

陸前高田市の復興した長部漁港及び広田漁港は、防潮堤で隔てられており、陸間を通じて行き来ができるように防災力が強化されています。広田湾ワカメやカキ、ホタテ等の養殖が盛んで、消費者から高い評価を受けています。



Build Back Betterとは

「Build Back Better (より良い復興)」とは、2015年3月に宮城県仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文書である「仙台防災枠組」の中に示された、災害復興段階における抜本的な災害予防策を実施するための考え方です。

本シリーズでは、災害が発生した国内外の事例を紹介し、過去の災害を機により良い街づくり、国土づくりを行った姿を紹介いたします。

岩手県

陸前高田市

広田湾

宮城県

CONTENTS

1 不屈の大地 Build Back Betterの軌跡
東日本大震災からの復興

平成23年(2011年)・岩手県

3 特集1
令和6年能登半島地震

5 特集2
地区防災計画制度施行から10年

地区防災計画制度施行から10年
～地区防災計画づくりの現状と課題～…………… 5
地区防災計画づくりの取組
・山梨市日川地区上栗原区の地区防災計画づくり… 9
・よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシアの
地区防災計画づくり…………… 11
・高知県黒潮町の地区防災計画づくり…………… 13
地区防災計画学会創設10年を振り返って
～地区防災計画制度施行10年を受けて～…………… 15

17 防災の動き

- ・企業の防災対策・事業継続力強化に向けて
～切迫する大規模地震を乗り越えるために～
／内閣府(防災担当)防災計画担当…………… 17
- ・令和6年能登半島地震における総務省の特別行政
相談活動／総務省行政評価局…………… 18
- ・災害時におけるインターネット上の偽・誤情報について
／総務省情報流通行政局…………… 19
- ・アナログ簡易無線機の使用期限が迫っています！
～令和6年(2024年)11月30日まで～
／総務省総合通信基盤局…………… 20
- ・緊急地震速報の活用調査 地震の揺れから身を守っていただくために／気象庁地震火山部…………… 21
- ・降灰予報～火山灰への備え～
／気象庁地震火山部…………… 22
- ・「巾着で命をつなげ～HAPPY & SAFETYプロジェクト～」の取組について
／岩手県大槌町立吉里吉里中学校…………… 23
- ・～記憶に残る被害状況を「記録」に残し未来へ継
る～令和4年台風15号豪雨被害を受けて
／静岡県袋井市…………… 24
- ・令和5年台風13号の接近に伴う水害に際して
茂原市内で活動した新しい形態のボランティア
活動について／千葉県茂原市…………… 25
- ・千早赤阪村の総合防災訓練について
／大阪府千早赤阪村…………… 26
- ・「創造的復興」の理念を活かした兵庫県のウクラ
イナ支援について／兵庫県…………… 27

28 防災リーダーと地域の輪 第53回

地域ぐるみの防災教育で津波から身を守る子どもたちを育てる

高知県四万十町 興津地区自主防災組織・地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会

令和6年能登半島地震

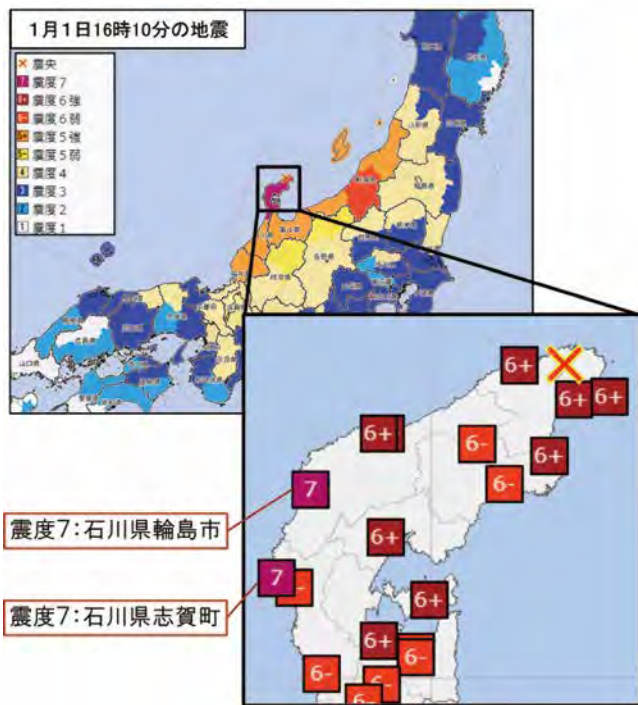
令和6年(2024年)1月1日に石川県能登地方を震源として発生したマグニチュード7.6(暫定値)、最大震度7の地震により、241名の尊い命が失われました。心から哀悼の意を表します。本号では、地震発生から、2月16日までの概況について、主に政府の動き等を中心にとまとめております。

内閣府(防災担当) 普及啓発・連携担当

1 令和6年能登半島地震の概要

(1) 地震の概要

令和6年(2024年)1月1日16時10分、石川県能登地方においてマグニチュード7.6(暫定値)の地震が発生し、石川県の志賀町及び輪島市で震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6以上の揺れを観測しました。この地震のみならず、1月1日16時6分の最大震度5強の地震以降、2月16日11時まで、震度7を1回、震度6弱を2回、震度5強を8回、震度5弱を7回観測し、震度1以上の地震は合計1,651回を数える等、地震発生から2カ月以上経過した今でも、地震活動は継続しています。



(2) 被害の概要

2月16日14時現在、人的被害は、死者241人、負傷者1,296人であり、住家被害は、全壊7,704棟、半壊9,467棟、それ以外に、浸水や一部破損等多数の被害が報告されています。ライフラインについては、最大約4万4,000戸の停電、最大約13万5,000戸の断水が発生し、交通網も道路・鉄道・空路が一時不通になる等大きな被害が発生し、現在も復旧に取り組んでいるところです。2月16日14時現在、521か所の避難所が開設されており、1万2,931人が避難生活を続けています。

2 政府の対応

(1) 初動対応

政府は、1月1日16時10分の地震発生直後に総理官邸に官邸対策室を設置し、緊急参集チームを招集しました。また、総理大臣からは、「①国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること、②早急に被害状況を把握すること、③地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の



第1回非常災害対策本部会議の様相 (首相官邸HP)

災害応急対策に全力で取り組むこと」との指示がありました。17時30分には、内閣府に松村防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部を設置し、同本部の会議を20時に開催しました。その後、22時40分、総理を本部長とする非常災害対策本部を設置し、翌朝2日9時23分、総理出席の下、第1回非常災害対策本部会議を開催しました。

さらに、地震による被害状況、現地の対応状況等を把握

し、被災自治体と緊密に連携して災害対応を進めるため、1月1日20時には、内閣府調査チームを石川県庁に派遣するとともに、23時22分には、古賀内閣府副大臣（防災）を本部長とする現地災害対策本部を石川県庁に設置しました。現地では、自衛隊、消防、警察等を広域に動員し、人命救助・救命に全力を挙げてきました。

（２）物資支援

防災直後から、インフラが寸断され、陸路での輸送が困難である市町に対しては自衛隊によるヘリも活用しながら、支援の物資輸送を実施し、発災翌日より、被害の大きい奥能登の4市町※（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）にプッシュ型で届けました。具体的には、食料、飲料水、毛布、仮設トイレ等の緊急性を要する物資の支援に加えて、被災者の多様なニーズを踏まえ、避難所等での女性や子育て中の方の視点を踏まえた物資として、生理用品、子供用ミルク、お尻拭きシート、乳児用おむつ等の物資の搬送を行いました。

※後に、石川県の要望を受け、支援対象地域を石川県内12市町（七尾市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町の8市町を追加）に拡大。



写真 避難所への物資搬入の様子(左)、避難所におけるパーティション設置の様子(右)(内閣府資料)

（３）避難者支援

能登半島地震では、多数の被災者が避難し、避難者数は最大5万人以上、被災自治体が開設した避難所数は最大1,500か所以上になりました。政府は、避難所の良好な生活環境を確保するため、仮設トイレ、マスク、暖房器具、消毒液、段ボールベッド等の必要な機材・物資等をプッシュ型で支援しています。また、避難所における健康管理や感染症対策を進めるため、厚生労働省がDMAT（災害派遣医療チーム）やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、保健師等のチームを派遣するほか、避難所運営のノウハウを有する災害支援を専門とするNPOやボラン

ティア等の協力を得て、継続して様々な支援が行われています。加えて、石川県において、環境の整ったホテルや旅館への二次避難により、被災者が安心できる生活環境の確保を進めており、政府としても全力をあげてこれを支援しています。

（４）復旧・復興

被災地の復旧・復興に向けた動きとして、政府はまず、1月11日に今般の災害を、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害」に指定し、地方自治体に対する特別の財政援助（被災自治体が行う災害復旧事業等に対する国庫補助率の嵩上げ）等を講じました。また、同じく11日には、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく「特定非常災害」に指定し、被災者が各種行政手続に煩わされることなく、生活・生業の再建に専念できるように、運転免許証や飲食店営業の有効期限の延長等の措置を講じました。1月19日には、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく「非常災害」として指定し、被災自治体が行う災害復旧事業等を国又は都道府県が代行可能となる措置を講じました。

さらに、1月25日には、政府の非常災害対策本部において、緊急に取り組むべき施策について、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」として取りまとめ、決定するとともに、2月1日には、総理を本部長として立ち上げられた「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第1回）」が開催され、復旧・復興に向けた取組等について議論が行われました。

政府としては、引き続き、「できることはすべてやる」という考え方の下、政府一丸となって、被災地・被災者に寄り添いながら、地元自治体と緊密に連携して復旧・復興に取り組んでまいります。

【参考】

・内閣府防災担当HP（被害状況等について）
<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/index.html>



・被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ
https://www.bousai.go.jp/pdf/240125_shien.pdf



・令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部
<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/hukkyuhonbu.html>



・首相官邸HP（被災者支援情報）
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/earthquake20240101/noto_shienjohou.html



地区防災計画制度施行から10年

～地区防災計画づくりの現状と課題～

令和6年(2024年)は、平成26年(2014年)に地区防災計画制度が施行されてから10年という節目の年です。本号では、この節目の年にあわせて、災害対策基本法の改正によって創設された地区防災計画制度とその10年の歩みを振り返ります。

内閣府防災担当 西澤雅道

1 東日本大震災の教訓と災害対策基本法改正による地区防災計画制度の創設

平成23年(2011年)の東日本大震災では、地震及び津波によって大きな被害が発生し、本来被災者を支援するはずの行政も大きな被害を受けました(公助の限界)。例えば、岩手県大槌町では、町長はじめ町役場の幹部の大半が亡くなりました。そのため、行政が被災者を支援することが難しくなり、被災地の住民たちは、自らの安全は自らが守る自助とコミュニティの住民間の相互の助け合いである共助によって、危機を乗り越える必要がありました。

そのため、東日本大震災では、「公助の限界」と「自助・共助の重要性」が、注目を集めました。つまり、自助、共助及び公助があわさって初めて大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されたわけです。

その教訓を踏まえて、平成25年(2013年)6月の内閣府による災害対策基本法の改正では、コミュニティにおける自助・共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました(災害対策基本法第42条第3項、第42条の2)。なお、この「地区防災計画制度」が平成26年(2014年)4月から施行されています。

2 地区防災計画制度の概要

従来、国の防災制度は、国の「防災基本計画」があって、それを受けて都道府県や市町村の「地域防災計画」が作られている「トップダウン型」の仕組みでした。一方、「地区防災計画制度」は、コミュニティの住民や地元企業等が主体となって自発的に作成するコミュニティの共助の防災

活動による「ボトムアップ型」の防災計画になります。

地区防災計画では、その計画の内容は、住民等が自助・共助によって行う防災活動が想定されており、その地区についても、住民等の防災活動にあわせてかなり自由に設定することができます。

そして、住民等が計画の素案を作成し、それを市町村の地域防災計画に入れるように提案することができます。この仕組みを「計画提案」と呼びますが、このような仕組みを導入することによって、市町村の防災担当職員もそれぞれのコミュニティの防災事情について詳しくなり、コミュニティの住民も防災担当職員と連携していくこととなります。つまり、「コミュニティにおける自助・共助の取組」と「市町村による公助の取組」が連携することで、いざというときに備えて、地域防災力を向上させることにつながるのです。

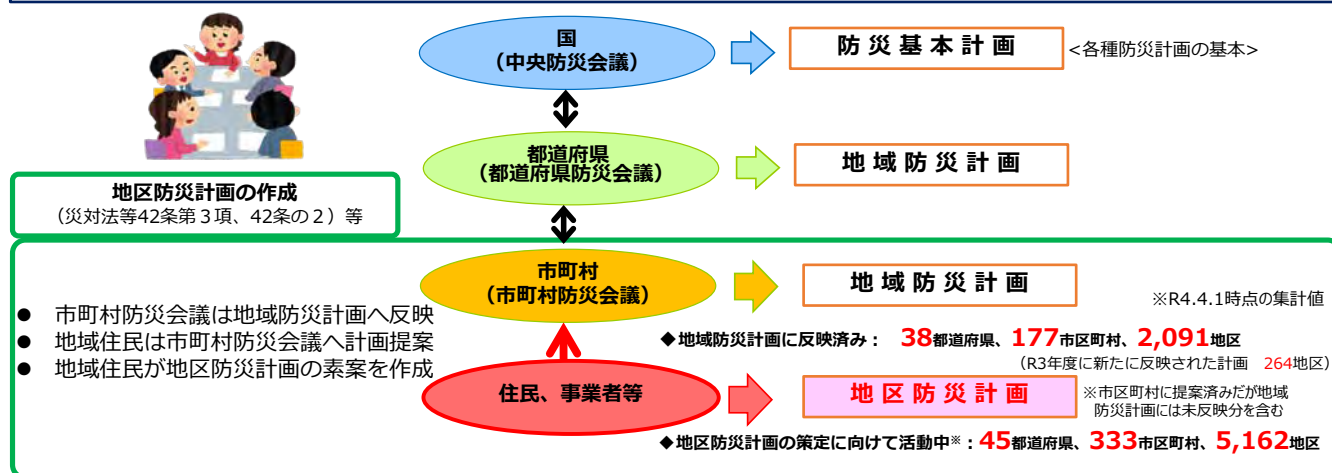
3 地区防災計画ガイドライン

平成26年(2014年)3月に、内閣府から、この地区防災計画制度に関する『地区防災計画ガイドライン』が公表されました。

本ガイドラインは、室崎益輝神戸大学名誉教授(地区防災計画学会名誉会長・日本防災士会理事長)、矢守克也京都大学教授(地区防災計画学会会長)をはじめとするコミュニティ防災に造詣の深い有識者の学術的な助言を得て作成したものです。また、内閣府の担当者が、全国のコミュニティ防災の現場で情報収集を行い、多くの産学官民の関係者の協力を得て作成したものでした。

その内容は、コミュニティの住民や企業を主な対象としており、地区防災計画を作成するための手順や方法、計画提案の手続等について説明するものになっています。本ガ

- 地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」が開始。
- 住民等が地区の防災計画を策定し、市町村へ提案できる計画制度。(平成26年4月1日施行)



地区防災計画の内容の例			
① 平常時	② 災害警戒時	③ 応急対策時	④ 復旧・復興時
<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練、避難訓練連絡体制の整備、避難路・避難所の確認 ● 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ● 食料等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報収集・共有・伝達 ● 避難判断、避難行動等 ● 住民の所在、安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 率先避難、避難誘導、避難の支援 ● 物資の仕分け・炊き出し ● 避難所運営、在宅避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

図 地区防災計画制度の概要 (内閣府資料)

イドラインは、地方公共団体の防災担当職員等にも広く活用されており、全国の地区防災計画づくりは、原則として、本ガイドラインに従って進められています。

4 地区防災計画制度の三つの特徴

本ガイドラインに記載されている地区防災計画の大きな特徴は三点です。

一つ目は、「コミュニティ主体のボトムアップ型の計画」であるということです。前述の住民等による計画提案の仕組みも、住民等を主体とした地区防災計画のボトムアップ型の特徴になります。

二つ目は、「地区の特性に応じた計画」であることです。かつては、海側でも山側でも、人が多いところでも少ないところでも同じような内容の防災計画が、金太郎飴のように作られました。しかし、それでは、地区の特性に応じた災害対応ができません。地区防災計画は、そのようなことがないように、各地区の自然特性や社会特性に応じた内容

の計画を作ることを重視しています。

三つ目は、「継続的に地域防災力を向上させる計画」であるということです。防災計画は作っただけで終わりではありません。その計画に基づいて防災訓練を行って、災害に備えて継続して見直しを続け、実際に災害時に活用できる計画を作っていくことが重要になります。

5 地区防災計画モデル事業報告書及び地区防災計画の素案作成支援ガイド

地区防災計画ガイドラインを読んだ後に、地区防災計画づくりの参考にされている内閣府の文献には、まず、平成29年(2017年)3月に公表された「地区防災計画モデル事業報告書」があります。内閣府では、平成26年(2014年)度から地区防災計画制度を普及させるため、全国で地区防災計画モデル事業を実施しており、大学教員等の地区防災計画の専門家を事業の対象地区に派遣して、地区防災計画づくりを支援してきました。令和5年度までに約90の地区



写真 内閣府が公表している「地区防災計画ガイドライン」、「地区防災計画モデル事業報告」及び「地区防災計画制度の素案作成支援ガイド」

がモデル事業の対象となっていますが、平成26年(2014)度～平成28年(2016)度に全国44地区で実施された内閣府の地区防災計画モデル事業に関する報告書である本書は、各モデル地区の取組のポイント、多様な事例から得られた教訓・ノウハウ等を整理しています。

次に、令和2年(2020)3月に、公表された『地区防災計画の素案作成支援ガイド』があります。こちらは、コミュニティで地区防災計画づくりを推進している防災担当職員向けに書かれたガイドであり、担当職員の地区防災計画に関する理解を深め、防災担当職員が、住民、事業者等による地区防災計画の素案作成の取組を支援できるように書かれたものです。その内容は、担当職員が支援を進める上での悩みに対し、事例等を基に対応方策を示すとともに、Q&Aも盛り込んだものです。

び梅雨前線等による集中豪雨が西日本を中心に発生しました。この西日本豪雨によって、河川氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、270人以上の死者・行方不明者が出ました。

この豪雨の際に河川氾濫の被害を受けた愛媛県大洲市三善地区おおずしみでは、過去にもひしがわ肱川の河川氾濫による水害が発生していたことから、平成27年(2015)年に地区防災計画を作成していました。そして、豪雨の際には、地区防災計画に従って、住民同士で声をかけあって早期避難を実施しました。

河川氾濫によって、避難所として指定されていた公民館が浸水した際にも、住民たちは、住民のリーダーの判断で、浸水前に高台の変電所に避難し、人的被害を出しませんでした。また、逃げ遅れた住民を、地区で準備していたボートで救出したりもしました。

6 地区防災計画が発災時に住民の命を救った事例

ここで、発災時に地区防災計画が役立って、住民の命が救われた二つの事例を紹介します。これらの事例は、地区防災計画学会等でも社会実装の観点から高く評価されています(2022年7月14日地区防災計画学会note)。

(1) 愛媛県大洲市三善地区の事例

平成30年(2018)年には、6月から7月にかけて台風及

(2) 長野県長野市長沼地区の事例

令和元年(2019)10月の台風19号(令和元年東日本台風)によって、静岡県、関東地方、甲信越地方、東北地方等で記録的な大雨が発生しました。この令和元年東日本台風によって、100名以上の死者・行方不明者が出ました。

この台風の際に河川氾濫の被害を受けた長野県長野市長沼地区は、過去の水害が多い地区であり、1742年には千曲川の決壊により約2,800人の死者が発生した経験があり、長沼地区でも168人が亡くなったことがありました。そのため、平成27年(2015)年に地区防災計画を作成していま

した。そして、この台風の際には、地区防災計画に従って、地区全体の早期避難を進め、要支援者名簿を基に、要支援者の避難誘導を実施し、また、市の避難勧告よりも早く独自の「避難情報」を発出しました。そのため、急激な河川氾濫にもかかわらず、多くの住民の命が救われました。ただし、逃げ遅れた高齢者の方2人が亡くなりました。

7 地区防災計画制度の現状と課題

この地区防災計画制度ですが、内閣府の調査によると、令和3年（2021年）4月時点で、市町村の地域防災計画に反映された地区防災計画を作成している地区が、全国で2,030地区であり、地区防災計画の作成に向けて活動中の地区が、全国で5,181地区あります。あわせると7,200以上の地区で地区防災計画づくりが進んでいます。

この点、内閣府の調査によると、令和3年（2021年）中に地域防災計画に定められた地区防災計画（264地区）の作成主体は、自主防災組織（71.2%）及び自治会（22.0%）が大半になっています。

地区防災計画制度の法制化に当たって、地区防災計画の作成主体としては、「各地区の特性に応じて、従来の自主防災組織のような町内会単位や小学校区単位のものから、マンション単位のものや事業者、学校等が中心となるものまで多様なもの」（西澤ほか 2014）が想定されていましたが、自主防災組織を主体とするものが圧倒的に多く、制度が予定していたような多様性が十分に発揮されていません。

ただし、マンション単位の計画や企業と連携した地区防災計画が存在するほか、祭りをはじめとするコミュニティの地域活動と連携した地区防災計画等も存在します（室崎ほか 2022）。今後は、先進的な事例の地区防災計画づくりの事例について研究実績を積んできた地区防災計画学会や実務に詳しい日本防災士会等とも連携し、多様な地区防災計画づくりの優良事例が全国に横展開されることが期待されています。



写真 横須賀のマンションソフィアステイシアでの防災訓練（左）と夏祭り（右）の様相
地区防災計画に基づく防災活動と祭り等の地域活動が連携して実施されている（専修大学金思穎ゼミ提供）

■文献

- 内閣府, 2014, 『地区防災計画ガイドライン～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～』
- 内閣府, 2017, 『地区防災計画モデル事業報告—平成26～28年度の成果と課題—』
- 内閣府, 2020, 『地区防災計画の素案作成支援ガイドライン～地方公共団体の職員の方々へ～』
- 西澤雅道・筒井智士, 2014, 「地区防災計画制度入門—内閣府「地区防災計画ガイドライン」の解説とQ&A」NTT出版.
- 室崎益輝・矢守克也・西澤雅道・金思穎, 2022, 『地区防災計画学の基礎と実践』弘文堂.
- 2022年7月14日『地区防災計画学会note 地区防災計画チャンネル』「地区防災計画によって命が救われた事例の共通点 大洲市三善地区と長野市長沼地区」
<https://note.com/chikubousai/n/n790cbd5976ea>

山梨市日川地区上栗原区の 地区防災計画づくり

山梨市日川地区上栗原区では、内閣府の地区防災計画モデル事業で、マイタイムラインを活用したり、地元の古い寺院と連携する等特徴のある地区防災計画づくりを行っています。

山梨県山梨市防災危機管理課 武井淳

1 上栗原区の特性と災害経験

上栗原区は、山梨市の南東部に位置する比較的平坦な果樹地帯であり、ブドウや桃の栽培が盛んな地域にあります。また、南を流れる日川と、北を流れる重川に挟まれ、これら2本の河川が地区の西端で笛吹川に合流する三角地帯であり、一部を除いて区内のほとんどが、浸水想定区域内に位置しており、市で指定している避難所もこの区域内にあります。

明治40年には、日川と重川の堤防が決壊し、笛吹川の瀬が変わるほどの大水害となり、大勢の人々が被害を受けました。

2 自主防災会の組織化

現在では、水害の歴史を伝えるお年寄りの数も少なくなっており、護岸工事の整備とともに水害の歴史が閉ざされようとしています。

そこで、上栗原区自主防災会が、県や市等の防災講座をきっかけとして、令和4年（2022年）12月に区役員を中心に組織され、地区防災計画の作成に向けて活動しています。

上栗原区自主防災会は、定期的に地域主体の学習会を行いながら、防災知識や防災意識の向上を図りつつ、地区防災計画の作成に向けて試行錯誤しながら取り組んでおりましたが、人によって受け取り方が違うことや、イメージしづらい部分があること等が障壁となり、計画の作成が進んでいませんでした。

3 地区防災計画モデル事業とマイタイムラインの活用

こうした中で、令和5年度（2023年度）に、内閣府の地区防災計画作成モデル事業の採択を受け、専門家からノウハウを学びながら計画作成に取り組む機会を得ることができました。

まず、計画作成に当たって想定する災害や課題に対して、どの部分に力を入れるのかポイントを絞って検討を行いました。

具体的には、水害における避難対策について検討し、継続して地区防災計画を見直して、次世代へ継承していくことを目的としました。

この計画書は、厚い資料が理想的な形だと考えておりましたが、検討する中で、ポイントを簡潔にまとめ、日頃から確認できる場所に貼っておくことも有効な手段だと学びました。

次に、区民の方々に対して、市が想定しているハザードマップと同程度の災害の危機が迫っていると仮定した状況で、調査を行いました。同居家族、避難行動要支援者の人数、一緒に避難させたいペットの数、自宅の住所、ハザードマップによる自宅の浸水深から想定される避難の条件等を洗い出し、地図に書き込みながら、避難先、避難手段、避難経路、避難のタイミング等について検討したほか、避難できない理由を探りました。

また、市で作成した避難行動計画（マイタイムライン）の様式を活用して、時系列ごとの個人の避難課題やリスク要素の検証を行いました。

この調査により、避難意識の啓発、安全な避難場所・避難所の確保及び避難支援・避難所受け入れルールの3つの大きな課題が浮き彫りになりました。

区民への調査の結果を集計した結果、避難しなければなら



写真 モデル事業での地区防災計画づくりの様様



らない人の多くが、「自宅は安全」と考えており、防災に携わっている人にとっては当たり前のことであっても、異なる考えや認識をしている人が少なからずいることを再認識し、対策が必要であると感じました。

この課題に上栗原区というコミュニティの共助の力で時系列ごとに解決ができないか、検討を行いました。

避難意識の啓発としては、今後の上栗原区自主防災会への参加や消防団のサイレンによる注意喚起等が有効との意見が出ました。

安全な避難場所・避難所の確保の検討では、友人又は親戚の家や寺のほか、市内外の高い土地へ避難し、浸水の状況によっては、さらに高台へと避難することができる条件が好ましい等の検証をすることができました。

4 寺院との連携

上栗原区には、一部浸水しない箇所（丘）があり、そこには寺があります。

寺では、以前より移動手段がない近隣の要配慮者の受け入れを行うために井戸、浄水器、防災用品等の備蓄を行っているほか、広い駐車場、仕切られた多くの部屋、炊事場所等の条件が整えられています。

受け入れに当たっては、寺の檀家も避難するため、上栗原区の方で全てのスペースを使うことはできませんが、地域の避難所としての機能を十分に有しており、上栗原区にとって貴重な場所だと感じました。

避難支援・避難所受け入れルールの面では、ペットの受

け入れや避難場所に集まる要支援者を事前支援できる体制を整えておくことが重要だと考えました。

5 最後に

今回の地区防災計画作成モデル事業は、地域と行政の双方にとって様々なきっかけを得る有益な機会となりました。

災害の状況によっては、居住する市を越えた広域避難も重要な対策の1つであり、市内と市外のパイプ役としての行政の大きな課題だと感じました。様々な立場での限界点を今後見極めながら、さらなる追及が必要だと感じています。

市内の地区防災計画作成率は、数件のみと少ない状況ですが、今回のモデル事業による学びを生かして、今後の防災意識の高揚と地区防災計画の作成に結びつくような普及啓発活動等を通じて、地域防災力の向上を図りたいと考えております。

よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシアの 地区防災計画づくり

横須賀市のマンションソフィアステイシアは、内閣府や地区防災計画学会の地区防災計画モデル事業の対象地区でもあり、日本で最初にマンションの地区防災計画を作成した地区です。

神奈川県横須賀市危機管理課

よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア自主防災会

1 よこすか海辺ニュータウンと マンションソフィアステイシア

よこすか海辺ニュータウン地区は、全域が東京湾に面した埋立地で平均標高は約2mです。地震動の増幅のほか、津波、高潮、液状化、地盤沈下等のリスクが非常に高いエリアに定住人口約6,000人、地区内に進出した大学、公共団体、企業、大規模商業施設等の就学・就業人口約1万人、来街者を含めると最大6万人が滞在する巨大なニュータウンです。

また、ソフィアステイシアは、平成15年（2003年）3月に竣工した309戸のマンションで、免震構造8階建～14階建の4棟に約1,000人が居住しています。

2 地区防災計画の作成

平成26年（2014年）4月に地区防災計画制度が施行された直後の同年6月の管理組合及び自治会の通常総会で、内閣府の地区防災計画モデル地区に応募する件、地区防災計画策定委員会を設置し、住民から委員を公募する件及び地区防災計画策定予算を審議・承認しました。

策定委員会は、防災士3名、横須賀市防災指導員6名、消防職員1名、看護師長1名、自衛官3名及び建築設備の有資格者3名の合計17名で編成し、平成26年（2014年）7月から翌年3月まで延べ20回の委員会を経て、平成27年（2015年）3月に「ソフィアステイシア地区防災計画」が完成し、直後に横須賀市防災会議に計画提案しました。

3 地区防災計画の見直し

地区防災計画の本編は345頁、全世帯配布用の概要版「わが家の防災ハンドブック」は42頁で構成されており、概要版は毎年避難誘導班ごとに開催する防災講習会のテキストとして活用しています。

また、地区防災計画完成直後の管理組合及び自治会の通常総会で、それぞれの規約及び会則を「災害即応型」の規約、会則に改訂しました。

具体的には、総会決議を必要とする事案でも、帰宅困難者の発生により総会が開催できない場合は、理事会で決議ができること、その理事会さえも開催できない場合は、マンションの管理権原者である理事長の決裁で災害対応や予算執行を決定することにしました。

また、災害により負傷者が住戸内に閉じ込められた場合は、区分所有者の事前同意を得ることなく、当該住戸の玄関扉や窓を破壊して人命救助目的で住戸内に立ち入れること、救助目的で破壊した玄関扉や窓等の補修費用は管理組合の一般会計から支出できること、多額の費用を要する復旧工事は修繕積立金を取り崩して支出できることとしました。

4 毎年の総合防災訓練・防災講習会

毎年12月に開催する総合防災訓練では、当地に甚大な被害を及ぼすと想定される「三浦半島断層群地震」、「相模トラフ沿いの海溝型地震」、「首都直下地震」、「南海トラフ連動型地震」のほかに、マンション火災等具体的な災害による過酷事象を想定し、「災害から命を守る」実践的な訓練を実施しています。

ソフィアステイシア管理組合は、法人格を取得し、理事・監事は14名、自治会は25名の役員で運営しています。入居開始から20年が経過し、住民の高齢化も進んでいます。管理組合及び自治会の主要役員は、40代から50代の比

較的若い世代が牽引していますので、人材不足とは無縁のマンションです。

ソフィアステイシアの危機管理は、自然災害に備えるためだけではありません。

平成21年（2009年）9月に発行した「住民共助の防災読本：ソフィアステイシア危機管理マニュアル（48頁）」では、自然災害だけでなく、住民を危機に陥れる事件、事故、急性症、感染症等のリスク要因に対して、危険予知と危機回避、被害の最小化の方策について詳しく記述し、住民向けの防災講習会で繰り返し啓発してきました。

当時、南アジアを中心に多くの死者を出した「高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）」や「新型インフルエンザ（H1N1型）」等のウイルス感染症に関する基礎知識や感染予防策、万一感染した場合の対応等について詳しく説明しました。

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災の甚大な被害を踏まえて、同年6月には「危機管理マニュアル：改訂版（74頁）」も発行しました。

5 コロナ禍への対応

令和2年（2020年）1月に日本で最初の感染者が確認された「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」に対しても、このウイルス感染症を公衆衛生上の危機ととらえて、直後の2月に「感染症対策チーム」を立ち上げ、万ーマンション内で感染者が出た場合に備えて、「生活支援班」を設置しました。

マンションの建物構造上の特性から、多くの住民がエン



写真 負傷者搬送訓練（左）及びはしご車による高層階からの避難訓練（右）

トランス、エレベーター、メールボックス、ゴミ置き場等を共同利用しますので、感染者又は同居家族が、生活維持のために止むを得ずマンション内を移動すると、短時間でウイルスが拡散してしまいます。そこで、感染者世帯の個人情報などを厳重に秘匿するという条件で、対策チーム責任者の携帯電話番号と携帯メールアドレスを全世帯に開示して、感染者は速やかに感染の事実を通知し、家族全員の10日間自宅内隔離の徹底を要請しました。やがて、数世帯から感染の事実通知と生活支援の要請がありましたが、生活支援班が買物代行やゴミ出し代行を行い、自宅内隔離を徹底したため、幸いにしてマンション内の二次感染は防ぐことができました。

以上が、ソフィアステイシアにおける危機管理の一端の御紹介です。



高知県黒潮町の地区防災計画づくり

黒潮町の地区防災計画づくりは、全ての職員が担当地域を受け持って地区防災計画づくりを推進する地域担当制が特徴です。また、「まねっこ防災」により、他地区の好事例を取り入れ、地域課題の解決を図っています。

高知県黒潮町住民課

1 はじめに

黒潮町は、高知県の西南部に位置する人口1万人の町であり、佐賀地域ではカツオの一本釣り漁業が盛んに行われています。また、大方地域では長さ4kmの砂浜を美術館に見立てた「砂浜美術館」で、Tシャツアート展やシーサイドはだしマラソン全国大会が開催される等、美しく豊かな海の恵みを受け、海とともに生活しています。

しかし、平成24年（2012年）3月31日に内閣府中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震の新想定において、最大震度7、最大津波高34.4mと全国で最も厳しい想定を突き付けられました。

この想定は、あまりにも衝撃的なものであり、多くの住民から「あきらめ」の声が聞こえ、津波からの避難そのものをあきらめる、いわゆる「避難放棄者」を多く生み出すような危機感が広がりました。

このため、黒潮町における南海トラフ巨大地震・津波の

防災計画は、「避難放棄者を出さない」という基本理念をもって防災対策を進めています。

2 地域と両輪で進める地区防災計画づくり

黒潮町で防災対策を進める上で、重要な位置付けとしていものが、コミュニティ防災です。これまでの実際の災害において、「避難」や「救助」等で、大きな役割を果たしてきた「地域での助け合い」である共助は、欠かせないものだと考えています。

このため、黒潮町では、お住まいの地域特性に応じた「手作りの防災計画」である地区防災計画づくりによる防災活動を展開しています。

この地区防災計画づくりは、平成24年度（2012年度）よりスタートしており、現在は全ての地域で計画書の策定が完了しています。



写真 黒潮町の海の様子(左)と地区防災計画シンポジウムの様子(右)

3 職員地域担当制による 地区防災計画活動の推進

黒潮町における地区防災計画の策定や、計画に基づく防災活動を各地域で展開するうえでの推進エンジンといえるものが、「職員地域担当制」と呼ばれる仕組みです。

この仕組みは、町内の消防団の各分団（14分団）の管轄地域をそれぞれの班として、全ての職員を配置し、地域住民・自主防災組織・小中学校及び保育所・地域担当職員が丸となって地区防災計画活動に取り組むことを目的としており、あわせて地域住民と協働したまちづくり・地域づくりに取り組むことのできる職員の育成につなげることを目的としています。このため役場職員は、通常業務に加えて、防災対策業務も兼務しています。

4 各地区における地区防災計画活動

黒潮町の地区防災計画活動のポイントは、「実践」です。全ての地区において、地区防災計画書が策定されていますが、計画書を作って終わりではなく、むしろ策定が「スタート」だと考えています。計画に基づき「実践」する事で地域防災力の向上を目指しています。実践の際には先ほど御紹介しました「職員地域担当制」により、地域住民と協働した取組を展開しています。

行政の課題として、よく、「地域のニーズ把握」と言われる事がありますが、もちろん、ニーズ把握は重要ですが、もっと踏み込んで「地域ニーズを創る」事にも取り組んでいます。その手法の一つが「まねっこ防災」と呼んで

いるものです。これは、他地区での好事例を御紹介し、お住まいの地域でも取り入れていただくことにより、これまで気づかなかった地域課題等を改めて認識することで、地域のニーズとして具体的な取組に繋げていくことを目的としています。

5 地区防災計画シンポジウム

黒潮町では、各地区での防災活動の成果報告や、他地域への事例共有の場として毎年「地区防災計画シンポジウム」を開催しています。各地区からの活動報告により、参加者の皆様は、お住まいの地区での防災活動のヒントを得たり、発表地区にとっては、活動の振り返りの場としての位置付けされています。

6 終わりに

コミュニティ防災である地区防災計画の活動には終わりがありません。実践による振り返りや、新たな課題への対応等、継続した活動を長く続けることに意義があると考えています。本年1月に発生した能登半島地震の被害状況がニュースや新聞で伝わってくる中で、黒潮町においても南海トラフ巨大地震の備えとして、これまでも進めている耐震改修工事や家具転倒防止の一層の推進や、寒さ対策をはじめとした避難所環境整備についても、各地区の防災計画活動に反映させようとする動きが始まっています。

今後も行政と地域が両輪で進める地区防災計画活動を推進してまいります。

地区防災計画入門ビデオシリーズ～「まねっこ防災」のアプローチ～

<https://www.town.kuroshio.lg.jp/pb/cont/jouhoubousai-osirase/28854>



人と自然の付き合い方を考える ～黒潮町防災ツーリズム～

<https://kuroshio-kanko.net/bousai/>



地区防災計画学会創設10年を振り返って ～地区防災計画制度施行10年を受けて～

地区防災計画制度の普及啓発・調査研究のために創設された地区防災計画学会（会長：矢守克也京都大学教授）は、今年で創設10年目を迎えました。本稿では、地区防災計画制度施行10年を受けて発刊される本号にあわせて、地区防災計画学会創設10年を振り返ってみたいと思います。

地区防災計画学会理事・青年部長
金 思穎

1 地区防災計画学会の創設

地区防災計画制度は、平成25年（2013年）6月に法制化され、平成26年（2014年）4月から施行されましたが、地区防災計画学会は、これを受けて、平成26年（2014年）6月に、室崎益輝神戸大学名誉教授を初代会長として創設されました。

本学会では、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月公表）の執筆に携わった産学官民の関係者が協力して、地区防災計画制度の普及啓発・調査研究等の活動を行っています。具体的には、内閣府、総務省、消防庁、国土交通省、地方公共団体等の防災担当官や東京大学、京都大学をはじめとする全国の大学教員、研究者等を中心に10年間活動を継続してきました。

本学会の機関紙「地区防災計画学会誌 C+Bousai」は、10年間で30号発刊され、400本以上の学術論文等が掲

載されたほか、44回のシンポジウムが開催され、7,000人以上の方が参加しました。そして、この地区防災計画制度に関する社会実証的な学術研究は、現在、「地区防災計画学」という新しい学問分野へと発展しています（室崎ほか2022；地区防災計画学会HP）。

2 地区防災計画づくりによって 解決できる課題

地区防災計画づくりは、内閣府による地区防災計画モデル事業をはじめとする普及啓発活動によって、10年の間に全国に燎原の火のように広がりました。

しかし、現在でも、地区防災計画を作成したり、地区防災計画を作成途中であるコミュニティは、全国のコミュニティの4%程度に過ぎません。これを底上げし、災害で亡くなる人を一人でも減らしたいというのが、地区防災計画



写真 地区防災計画学会のシンポジウムの模様（左）と地区防災計画学会誌（右）

学会の悲願です。

地区防災計画学会に所属する大学教員をはじめとする専門家の指導を受けて、科学的に地区防災計画をつくることにより、コミュニティの住民等が、計画に基づき避難し、住民等の命が守られることが明らかになっています。

また、家具の固定等平時から災害への備えが行われて、住民の財産が守られたり、計画が他の地区でも真似されて、周辺の防災力が短期間で向上した例もあります。

さらに、計画づくりによって、日ごろから安心して暮らせるようになったり、防災活動を通じて人間関係が良くなり地域活動が活発化した例も多く、また、防災活動を通じてコミュニティ全体が、安全であることが広く知られるようになり、居住している不動産の価格が上がった例もあります。

地区防災計画学会は、一人でも多くの住民の命を守るため、各事例の再現可能性や一般化の可能性について学術的な分析を行い、優れた事例を全国に広げていきたいと考えています（地区防災計画学会note）。

3 モデル事業を通じた学生参加型の社会改革・改善の活動

地区防災計画学会では、2020年度から独自の地区防災計画モデル事業を実施しています。

これは、大学教員たちが、Yahoo!基金の支援を受けて、担当地区の地区防災計画づくりを学術的な観点から支援する仕組みで、2020～2023年度の4年間に全国のべ39地区で実施されていますが、各地区で地域特性に応じた特徴的な地区防災計画づくりが進んでおり、その成果は、地区防災計画学会の大会シンポジウム、地区防災計画学会誌等で広く紹介されています。

このモデル事業では、担当となる大学教員を通して、支援対象地区に科学的な助言を行って、住民等の計画づくりを支援しており、支援活動で得たデータを学術的に分析し、学会での報告や学会誌への論文掲載等を通じて、広く横展開しています。

大学教員は、教え子たちを率いて支援対象地区に入ることが多いのですが、現場では、若いパワーで活動が活性化します。そして、そのような経験をした学生も、市や県の防



写真 学生によるコミュニティの防災活動の支援の様様（専修大学金思穎ゼミ撮影）

災関係の職員とか、消防官や警察官になるのが珍しくありません。大学教員による支援活動は、学生を巻き込みますので、若い方の将来、人づくりという意味でも、大きな意味があり、社会改革・社会改善の活動につながっています。

4 サポーター（連携会員）制度と社会に開かれた学術研究団体

学術研究団体としては異例ですが、本学会には、大学教員をはじめとする研究者を想定した「正会員」だけでなく、コミュニティ防災に関するノウハウを吸収して自己のレベルアップを図りつつ、学会の活動を支援したいという意識の高い方を対象にした「サポーター（正式名称：連携会員）」の仕組みがあります。サポーター（連携会員）は、正会員のように、団体の運営に参加したり、学術論文を書いたり、研究大会で報告したりすることは想定されていません。一方で、学会誌やシンポジウム情報等の最新の研究情報を正会員と同様に入手することができますので、「象牙の塔」のようなアカデミックな敷居の高さを感じることなく、気軽に簡単に参加し、活動することが可能です。

■文献

室崎益輝・矢守克也・西澤雅道・金思穎, 2022, 『地区防災計画学の基礎と実践』弘文堂。
地区防災計画学会HP <https://gakkai.chiku-bousai.jp/>
地区防災計画学会note地区防災計画チャンネル <https://note.com/chikubousai/>



企業の防災対策・事業継続力強化に向けて ～切迫する大規模地震を乗り越えるために～

内閣府（防災担当） 防災計画担当

南海トラフ地震や首都直下地震等、我が国の経済活動に甚大な影響をもたらす大規模地震が、切迫しています。このような大規模地震が発生した場合、被害や影響は被災地に留まらず、全国に広がるのが想定されます。特に、各産業はサプライチェーンを通じて相互依存関係にあり、1社の事業中断が、全国へと連鎖的に広がり、国内外の関連企業や産業全体に影響が波及することが懸念されています。

こうした事業活動への影響を回避するためには、企業1社1社における、事業継続計画の策定、仕入先の複数化、企業間や業種を超えた連携等の、「事前の備え」が必要不可欠です。これを踏まえ、内閣府では、令和5年（2023年）12月に、BCP策定に当たっての3つの重要な要素を明確化するなど、BCPの策定方法をわかりやすくまとめた簡易パンフレットを作成しました。また、実際にBCPを策定している企業における取組や効果等をまとめた取組事例集もあわせて公開しました。

切迫する大規模地震を乗り越えるため、各企業にお

かれましては、防災対策・事業継続対策の取組開始や対策の見直し・改善、取引先への対策強化等に、ぜひ御活用ください。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災計画担当）付

電話：03-5253-2111（代表）

【参考URL】

簡易パンフレット

「企業の防災対策・事業継続強化に向けて～切迫する大規模地震を乗り越えるために～」

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/pamphlet_231212.pdf

「各企業の取組事例」

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/jirei_231212.pdf



章	概要
1. 大規模地震関連（被害・影響）	・ 今後発生が想定されている大規模地震 ・ 南海トラフ地震の被害想定 ・ サプライチェーンを介した影響
2. 大規模地震関連（重点項目）	・ サプライチェーン対策のポイント ・ 事業継続に係る支援（地域連携） ・ サプライチェーン対策の事例
3. 防災対策	・ 防災対策の重要性 ・ 防災対策に関する企業の声とその効果
4. 事業継続対策（BCP）	・ BCP策定の重要ポイント ・ BCP記案の事例、BCP策定の支援ツール

内閣府が公表している簡易パンフレットの表紙（左）と概要（右）



令和6年能登半島地震における 総務省の特別行政相談活動

総務省行政評価局行政相談企画課

令和6年能登半島地震で被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

総務省では、地震、豪雨、台風等の災害が発生した場合、被災された方々を支援するための①支援措置や相談窓口を掲載した「ガイドブック」の作成・配布、②災害専用フリーダイヤルの開設、③特別行政相談所の開設等の特別行政相談活動を実施しています。

令和6年能登半島地震では、被災された方々への生活再建支援メニューの情報提供や、被災された方々の困りごとを汲み取って関係機関に情報提供し調整する等、解決に向けた特別行政相談活動を行うことを基本方針として、本省、局所センターが一体となって取り組んでいます。

ガイドブックについては、石川行政評価事務所において、令和6年(2024年)1月10日に公表し(図1)、その後も順次更新しています。また、被災市町の窓口や避難所を訪問し、被災された方々、被災市町の職員や避難所管理者等の声・悩みを聴き、関係省庁の現地対応要員から構成される対策本部や市町、関係機関に情報提供するとともに、後述の相談事案も含め

て内容に応じて改善に向けた調整を図っています。

災害専用フリーダイヤルについては、1月12日に開設し、被災された方々からの相談に対応しています。2月13日時点で、フリーダイヤル等に寄せられた相談は1,500件を超えています。

特別行政相談所については、1月13日より、いしかわ総合スポーツセンター(1.5次避難所)で、職員による相談受付ブースを開設しているほか、七尾市等で関係機関、行政書士等の協力を得て開設しました。今後も、奥能登を含め、順次、市役所、公民館等に特別行政相談所を開設し、被災された方々からの相談に対応することとしています(図2)。

また、新潟行政評価事務所、富山、福井の各行政相談センターにおいても、ガイドブックを公表し、被災された方々へ配布するとともに、新潟市等で、1月9日から、特別行政相談所を開設し、被災された方々からの相談に対応しています。

総務省では、引き続き、被災された方々に寄り添い、支援するための活動を行ってまいります。



図1 生活支援措置や相談窓口を案内するガイドブック(石川県版表紙)

(石川県)

金沢市(いしかわ総合スポーツセンター1.5次避難所、1/13~当面の間)、中能登町(1/15、1/25、2/5)、津幡町(1/17、2/21)、内灘町(1/19、2/16)、野々市市(1/22、2/1、2/6)、金沢市(1/24、1/25、1/29、2/8、2/15、2/19、2/22)、小松市(1/25、2/1、2/8、2/15)、かほく市(1/25、2/8)、能美市(1/25、2/5)、七尾市(2/3、2/7)、加賀市(2/2、2/16、2/22)、宝達志水町(2/13)、白山市(2/20)、羽咋市(2/21)

(新潟県)

新潟市(1/9、1/11、1/12、1/18、1/23、1/29~2/9、2/13~2/16)、長岡市(1/9、1/16)、糸魚川市(1/17)、上越市(1/19)、三条市(1/24、1/26)

(富山県)

射水市(1/23、2/7、2/8)、高岡市(1/26、2/3、2/19、2/27)、氷見市(1/27、2/5)、小矢部市(2/13)

(福井県)

福井市(1/10、1/19)、あわら市(1/10、1/17)、坂井市(1/9)

図2 能登半島地震における特別行政相談所の開設状況(令和6年(2024年)2月13日現在)



災害時における インターネット上の偽・誤情報について

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室

SNSや動画配信・投稿サイト等の普及によって、誰もが簡単に情報を発信することが可能となり、私たちはインターネットを通じて毎日多くの情報に接しています。そういった情報の中には、役に立つ情報がある一方で、正しくない情報もたくさんあり、中には、騒ぎを起こすことが目的で発信された情報もあります。

特に、災害時におけるインターネット上の偽・誤情報の流通は、迅速かつ円滑な救命・救助活動や復旧・復興の妨げになりかねないものであり、また、犯罪にもつながり得ます。例えば、令和6年能登半島地震では、「二次元コードを添付して寄附金・募金等を求める投稿」「公的機関による支援や施設利用に関する不確かな情報」「不審者・不審車両への注意を促す不確実な投稿」等がSNS上で拡散されたとの報道もありました。

SNSやインターネット上で目にした情報をすぐには、一呼吸おいて、正確性が判断できない場合には、テレビ・ラジオ等の放送や新聞による情報、ファクトチェック団体による情報、また、災害時には自治体等の公的機関による情報を確認する等、安易に偽・誤情報を投稿・拡散しないことが大切です。

具体的には、インターネット上に流通する真偽の不確かな情報の確認として、以下の方法がありますので、ぜひ実践してみてください。

- 他の情報と比べてみる…ネット検索し、複数の情報を読み比べましょう。本や新聞等、ネット以外で調べるのもお勧めです。
- 情報の発信元を確かめる…発信元が明らかであっても、信頼できる人なのか、信頼できるWebサイトなのかを確認しましょう。
- その情報はいつ頃書かれたものか確かめる…元の情報が古

いものだった場合、現在とは状況が異なるかもしれないので、注意しましょう。

- 一次情報を確かめる…その情報が引用や伝聞だった場合は、元になったオリジナルの情報源を探して確かめてみましょう。

【出典】

- ・総務省，【啓発教育教材】インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報に騙されないために～

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojohou/



- ・総務省，『上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド』

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/fakenews/



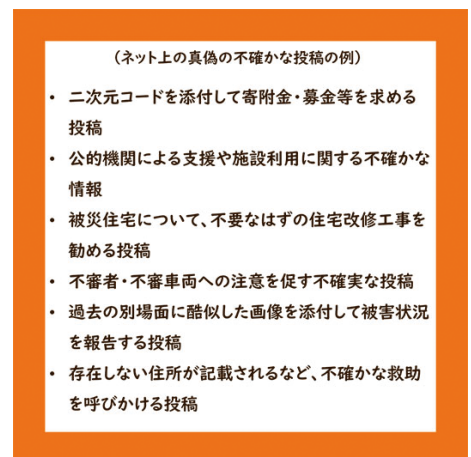
- ・総務省公式X (令和6年(2024年)1月15日)

https://twitter.com/MIC_JAPAN/status/1746818844021391791



- ・政府広報オンラインX (令和6年(2024年)1月24日)

https://twitter.com/gov_online/status/1749982855172595722



画像 偽・誤情報対策に関する普及啓発コンテンツの一例（本誌リンク参照）



アナログ簡易無線機の使用期限が迫っています！ ～令和6年（2024年）11月30日まで～

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

簡易無線機は、無線従事者資格が不要で手軽に利用できることから、避難所の運営等に活用するため備蓄されていますが、デジタル方式は、アナログ方式に比べて効率よく情報を伝達できること等からデジタル化を進めており、アナログ簡易無線機（350MHz帯及び400MHz帯）は間もなく使えなくなります。

〈対応のポイント〉

- 引き続き簡易無線機を使用される場合は、デジタル簡易無線機への買換えと総務省への申請手続が必要です。再免許申請の受付期間は、免許の有効期間満了が11月30日の場合、6月1日から8月31日までとなっていますので、再免許申請の前又は再免許申請と同時に申請手続をする必要があります。
- アナログとデジタルの両方が使用できるデュアル方式の簡易無線機（400MHz帯）についても、メーカーや販売店でアナログの電波の発射を停止する無線機の改修と総務省への申請手続が必要です。

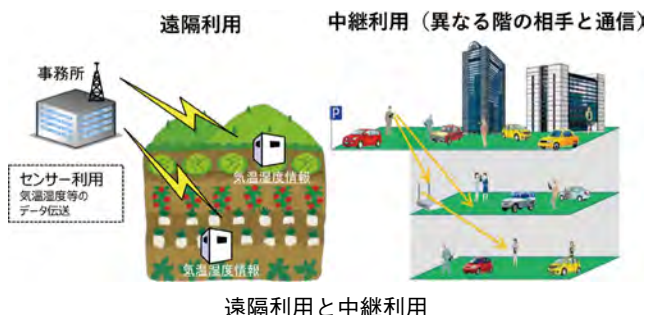
使用期限が近づくと、メーカーや販売店へのお問い合わせや申し込みの急増、総務省への申請手続の急増が予想されます。思わぬトラブルで使用期限に間に合わないことがないように、時間的な余裕を十分とって、御準備ください。

詳細は、簡易無線機を購入された販売店等や総務省総合通信局等にお問い合わせください。

【参考】

デジタル簡易無線が新しくなりました。

- 利用できるチャンネルが大幅に増加しました。これにより、電波が混雑して使いにくかった場所や時間でも、使いやすくなります。
- 遠隔利用や中継利用が可能になりました。遠隔利用により、無人センサーやドローン等の通信が可能になります。中継利用により、遠くまで届きやすくなります。



【お問い合わせ先】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

TEL：03-5253-5895

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ
<https://www.tele.soumu.go.jp/>



表 デジタル簡易無線のチャンネル数の増加

対象局		(旧)	(新)
登録局 (350MHz帯 最大5W) (上空利用は最大1W)	地上専用	30ch	82ch
	上空利用 (地上可)	5ch	15ch
免許局 (460MHz帯 最大5W)	地上専用	65ch	75ch
	中継利用	0ch	20ch (10ペア)
合計		100ch	192ch



緊急地震速報の利活用調査 地震の揺れから身を守っていただくために

気象庁地震火山部地震津波監視課地震津波防災推進室

1 緊急地震速報の一般提供開始から16年

平成19年（2007年）10月1日の緊急地震速報の一般提供開始から16年余りが経過し、その意義は広く認知され、社会生活に浸透しています。その間、スマートフォンの普及が急激に進む等、緊急地震速報受信者の情報利用環境は大きく変化しました。

気象庁は、緊急地震速報を見聞きした場合にとった行動について、聞き取り調査（利活用状況調査）を適時実施し、緊急地震速報の改善や普及啓発活動に役立てています。

2 利活用状況調査結果

令和5年（2023年）5月5日14時42分に石川県能登地方で発生した地震（M6.5）では、最大震度6強を観測し、気象庁は7つの県に緊急地震速報（警報）を発表しました。この地域では2年以上地震が活発な状況が継続していたこともあり、5月5日の地震の緊急地震速報（警報）受信者を対象に、WEBフォームによるアンケート調査（予備調査）を実施しました。気象庁防災情報X（旧Twitter）を通じて回答を呼びかけたところ、628件の有効回答を得ました。

その結果、警報対象地域にいた人々（302件）の約6割が、緊急地震速報（警報）を見聞きした際に「何らかの行動をとった」と回答しており、その中で最も多かった行動は、「周囲から倒れてくる物がないか注意した」り、「その場で身構えた」等の安全確保行動だったことが分かりました。また、この地震が発生したのは連休中で、旅行等で来訪していた方々も多かったと考えられますが、緊急地震速報を見聞きした際の行動については、居住者と来訪者で顕著な違いはありませんでした。これらのことから、緊急地震速報（警報）を見聞きした場合に身を守る行動をとる必要があることについては、多くの人々に認識されていると考えられます。

一方、緊急地震速報を見聞きした際に「何もしなかった」人は約3割弱で、何もしなかった主な理由

は、「そのときいた場所が安全だと思ったから・すでに安全な場所に移動していたから」や「たいした揺れではないと思ったから」でした。そして、緊急地震速報の受信時は「何もしなかった」ものの、揺れを感じて「何らかの行動をとった」回答者が少数ながら存在しており、当初自ら予想していたよりも揺れが大きく、対応が必要となった人々がいた可能性があると考えられました。このことから、緊急地震速報を見聞きした際に、より多くの方に身を守る行動を取っていただけるよう、更なる普及啓発が必要であることが示唆されています。

3 今後の普及啓発活動

令和6年（2024年）1月1日16時10分には、最大震度7を観測する「令和6年能登半島地震」が発生し、その後も活発な地震活動が続いています。大きな地震は、日本のどこでも発生する可能性があります。日頃から、家具類が倒れたり移動したりする可能性を考えて、配置に気を付けたり固定すること、家屋の耐震化をすることで、被害を軽減することができます。また、地震が発生した場合には、家具類や照明機器等が「落ちてこない」、「倒れてこない」、「移動してこない」空間に身を寄せ、頭部を保護し、揺れによる転倒に備え、体勢を低くして身の安全を確保することが重要です。気象庁は、今回のアンケート調査結果を踏まえ、地震に備える方策や命を守る行動等について、引き続き普及啓発に努めます。

【参考】

気象庁、『緊急地震速報について』。

<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/index.html>

気象庁、『2023年5月5日14時42分頃の最大震度6強を観測した石川県能登地方の地震での緊急地震速報に関するアンケート予備調査』。

<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/shiryo/pre-survey/pre-survey.html>



降灰予報 ～火山灰への備え～

気象庁地震火山部火山監視課

1 降灰とは

火山の噴火は、時として大きな災害を引き起こします。火口から飛んでくる大きな噴石や、山の斜面を高速で流れ下る火砕流は、人命にかかわる非常に危険な現象であり、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要です。

一方、火山から遠く離れた場所でも、噴火に伴う火山灰が上空の風に流され、火口周辺のみならず広範囲に降り積もり、日常生活に影響を及ぼします。このように、火山灰が地表に降る現象を「降灰」と呼びます(写真)。

例えば、鉄道や航空機は降灰量が1mm未満であっても運休や欠航となる可能性があり、人の移動や物流に多大な影響を及ぼします。それ以外にも、火山灰の堆積や視界不良に伴って自動車の運転が困難になることや、降灰量が多くなると停電、上水道の水質低下、農作物被害、健康被害、建物倒壊等、様々な分野にわたって被害や影響が生じることが懸念されます。

2 気象庁が発表する「降灰予報」

降灰が予想される場合、気象庁は「降灰予報」を発表し、火山灰が降り積もる地域や量をお伝えます。降灰予報は3種類(定時、速報、詳細)あり、火山活

動の状況の進行に応じて発表しています。

降灰予報(定時)は、今後噴火するおそれがある火山について、仮に噴火した場合を想定した降灰範囲等を示して定期的に発表しています。噴火発生後は、1時間先までの降灰量・範囲等を示した降灰予報(速報)を迅速に発表します。その後、降灰予報(詳細)で、6時間先までの詳細な予報を提供しています(図)。

3 火山灰への備え

降灰は、桜島のように普段から噴火が発生している地域を除いて、馴染みの薄い現象ですが、噴火はどの火山でも発生する可能性があり、ひとたび大規模な噴火が発生すると影響が長引くことも珍しくありません。

その備えとして、火山灰による日常生活への影響や降灰予報という情報があることを知っていただき、もしもの時にはぜひ御活用ください。

【参考】

■発表中の降灰予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=ashfall>



■降灰予報について(知識・解説)

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html



写真 降灰の例(三宅島)

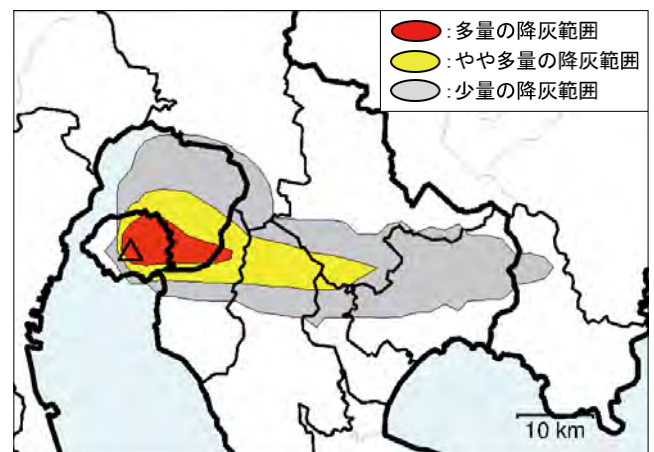


図 降灰予報の例(桜島)



「巾着で命をつなげ～HAPPY & SAFETYプロジェクト～」の取組について

岩手県大槌町立吉里吉里中学校

1 はじめに

本校では、特別の教育課程「ふるさと科」の学びの中で「防災教育を中心とした学び」を学習しています。学びの目的は、「自他の命を大切に、防災や安全について主体的に判断し行動しようとする子供の育成」です。震災後から継続してきた「地域を巻き込んだ防災学習」は、本校独自の取組として定着し、小中を一貫した9年間の学びは、特に「防災週間」を位置付けることで、年々充実してきたように感じています。また、コミュニティスクールの推進は地域と学校を強く結び、その協働した取組は様々な子供の学びの支えとなっています。



「ぼうさい甲子園」グランプリ受賞

2 「ふるさと科」での学び

子供たちは、震災後に新設された「ふるさと科」の学習で、「12年前の震災犠牲者の7割が高齢者であった」ことを学びました。高齢者の中には、「自分は年寄りだから逃げなくていい」と考え、避難しなかった人がいたことや、その人々を説得し避難させようとして命を落とした消防団員がいたことも学びました。地域の方を対象に実施したアンケートでは、「自分のために逃げる」が8割、「自分が逃げることで誰かの役に立つなら避難する」という回答も1割ありました。

そこで、「避難することが子供たちの役に立つ」という視点を持ってもらうことが高齢者の避難意識を一

層高めるのではないかと考えました。「高齢者があめ入りの巾着をもって避難し、不安にしている子供たちにあめを配ります。もらった子供たちはHAPPY、避難した高齢者はSAFETYという狙いで、「巾着で命をつなげ～HAPPY & SAFETYプロジェクト～」を立ち上げました。



生徒手作りのあめ入り巾着袋

3 地域と連携した学び

今回の取組では、地域を巻き込み、中学生が作った巾着を高齢者に直接配布し、地域の避難訓練で実際に活用されました。学校、地域、保護者及び行政のそれぞれが、積極的に防災への取組に関わり、地域全体の防災意識は、年々高まっていると感じています。

子供たちの地域行事への参加率は高く、自分たちが地域の一員であるという意識が高くなっています。このことが、地域の方々の「自分の地域の子供たち」という意識にもつながっています。

4 おわりに

この地域に生きる子供たちは、将来、地域の支えの中心となります。「命をつなぐ」学びや実践が生きる力となり、震災の犠牲者が出ないことを心から願っています。

結びに、ここまで復興を支えてくれた全国の方々に感謝をお伝えしたいと思います。



～記憶に残る被害状況を「記録」に残し未来へ綴る～ 令和4年台風15号豪雨被害を受けて

静岡県袋井市危機管理課

1 静岡県袋井市の特徴

静岡県袋井市は、東海道五十三次における中間地として知られ、市北部に山地、市南部は遠州灘に面しており、自然豊かなまちに8万8,429人（令和5年（2023年）12月1日現在）が暮らしています。

2 令和4年台風15号の被害

令和4年（2022年）9月23日から24日にかけて本市に接近した台風15号によって、袋井市の気象観測地点では、累計雨量が200mmを超え、袋井市北部にある三川小学校では321.5mmの大雨となりました。

そのため、住家の床上浸水が100件を超え、土砂崩れも十数箇所に及ぶ等、市内各地で被害を受けました。

3 被災記録を残すためのワークショップ

袋井市北部にある三川地区においては、本市として初めて「警戒レベル5・緊急安全確保」を発令したことから、記憶に残る被害状況を「記録」として後世に残し、今後の避難行動に活かすことを目的として、ワークショップを開催しました。



ワークショップの様相

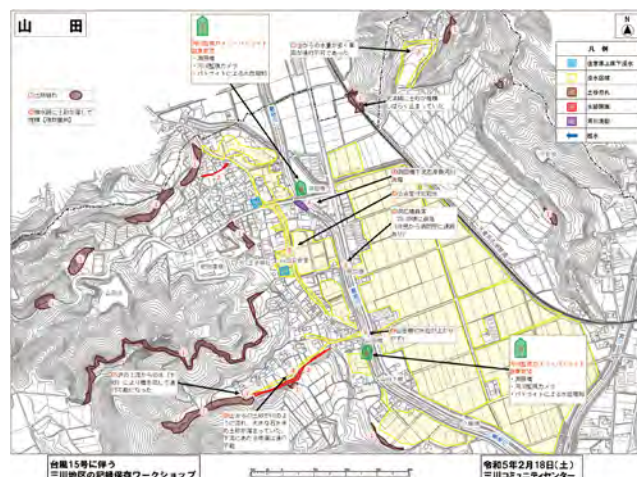
開催当日は、自治会長、自主防災隊長及び消防団員が参加し、被害が発生した場所、危険だった場所、当日行動した様子等について、活発な意見が飛び交いました。そして、その記録が、次々と地図に描かれていきました。

完成した地図を見ながら、食料の備蓄、早めの避難の大切さ等の自助としてできること、独居世帯等要配慮者への対応等の共助としてできることを、それぞれ発表しました。

その後、地域住民から被災状況が分かる写真の提供を受け、ワークショップで出た意見等を書き出した地図をデータ化し、記録として地域住民がいつでも閲覧できるようにファイルにまとめ、各地区に配布しました。

4 おわりに

早めの避難行動が命を守ることにつながることから、袋井市としては、地域住民に対して積極的に情報を取りに行くことを啓発するとともに、市からも、災害情報や避難情報等を迅速かつ的確に発信していきます。



意見等を書き出した地図



令和5年台風13号の接近に伴う水害に際して 茂原市内で活動した新しい形態のボランティア活動について

千葉県茂原市防災対策課

1 はじめに

令和5年（2023年）9月8日、台風13号の接近に伴い、線状降水帯が発生する等、茂原市では、気象庁が公表する「50年に一度の値」を超えるような大雨となりました。

この大雨で、床上・床下合計1,900棟を超える住家被害のほか、住家の裏山が崩れたり、自家用車が水に浸かったりするような被害もありました。このような被害に対して、災害救助法や被災者生活再建支援法等による支援には限りがある中で、これらを補う形で、ボランティア団体等が茂原市内で活動したので、そのあらましを紹介します。

2 被災者支援のための説明会及び相談会

災害中間支援組織である災害支援ネットワークちば（CVOAD）と千葉南部災害支援センターにより、被災者支援のための説明会が開催されました。

説明会では、被災者に対して、支援のための法的な枠組みや、浸水した床下の乾燥等の技術的な事項が説明されました。また、様々な困りごとを受け付ける相談会も開催されました。



土砂の撤去作業現場

3 技術的なボランティア

床下の乾燥のために送風機を設置し、崩れた裏山の土砂を撤去する等の活動（計8箇所）が行われ、千葉南部災害支援センターをはじめ、県内外から、技術を有する団体や個人が参加しました。茂原市は、作業の拠点となる土地を提供するほか、被災者とボランティアとのニーズのマッチング等を行いました。

4 自動車の無償貸与

宮城県石巻市に拠点を置く日本カーシェアリング協会が、被災して自動車を失った方のために無償貸与を行い、令和6年（2024年）1月末までの間に、32件のニーズに対応しました。

5 今後の課題

今回の災害では、前述のボランティア団体等のことを市が知らなかったことから、活動の開始までに、時間を要しました。

今後は、より円滑に活動が開始できるように、平時からの取り決めやルールの確認等が必要であると考えているところです。



車両の無償貸与の事務所



千早赤阪村の総合防災訓練について

大阪府千早赤阪村村政戦略部危機管理課

1 はじめに

大阪府の南東に位置し、東側は金剛山地、南側は和泉山地により台風等から守られている本村では、住民の防災意識は、総じて高いものではありませんでした。

しかし、近年、地震や風水害に対する防災意識が高まってまいりました。

今回は、本村で十数年ぶりにおこなった総合防災訓練を紹介いたします。

2 訓練までの経緯

本村では、かつての4つの小学校区（現在は2校）が、長年にわたり、村消防団と合同で避難・消防訓練を積み重ねてきました。

総合防災訓練を計画するに当たり、この合同訓練の枠組みを活用し、今年担当の小学校区の5つの地区の自主防災組織（以下「自主防」という。）を主役に、これまで合同訓練してきた消防（団・分署）に加え、陸上自衛隊、警察署及び災害時応援協定締結企業（以下「協定締結企業」という。）の参加について、年度当初から、地道に調整してきました。

3 訓練の概要

本村では、多くの地区で自主防がありますが、「発災時、何をしたらよいか分からない」「村の地形・植生から、土砂崩れ等による地区の孤立が心配」等の声が寄せられていました。

そこで、「自主防の活動を、発災から一連の状況の中でイメージアップ」及び「ヘリコプターやドローン（協定締結企業）を活用し、孤立地域の救援を実感」の、2つにスポットを当てた訓練シナリオを作成しました。

南海トラフ巨大地震発生という想定で、自主防と消防団が協力した初期消火から、自主防による関係機関

の誘導、避難所の開設、ヘリコプターや物資運搬用ドローンによる救援物資の運搬と状況を進め、自主防と陸上自衛隊が協力した備蓄食料を使った炊き出しまで訓練しました。これらを通じ、住民に対して、自主防の活動をイメージアップするとともに、地区の孤立を防ぐための村の防災施策を理解してもらうことができました。また、関係機関との連携要領とその重要性も住民の印象に残ったようでした。



総合防災訓練での消火訓練（上）及び炊き出し（下）

4 おわりに

高齢化が進む本村において、医療や介護は大きな課題ですが、「発災時はどうなってしまうのか」といった住民からの不安の声も聞かれていますので、来年度は、「救護」及び「医療」にスポットを当てた訓練を実施すべく、現在、鋭意検討中です。

今年度の訓練は、関係機関及び住民の協力があって実現できましたが、来年度も引き続き「村の防災力の向上」及び「住民の防災意識の高揚」のため、精進する所存です。



「創造的復興」の理念を活かした 兵庫県のウクライナ支援について

兵庫県危機管理部防災支援課

「創造的復興」。兵庫県が阪神・淡路大震災からの復興・復興の過程で掲げた、災害前よりも“より良い社会”を目指すという理念は、今では「Build Back Better」として国連の「仙台防災枠組2015-2030」にも位置付けられ、世界共通の理念として広まっています。

本県では、この理念をウクライナのまちの復興や地域社会の再生等に活かしてもらい、兵庫だからこぞできる提言を行うため、有識者等による検討会を設置し、議論を重ねてきました。昨年にはウクライナの2つの自治体と復興支援に関する覚書を締結しました（写真1）。また、令和6年（2024年）2月23日に、ウクライナ支援の中間報告会兼シンポジウムを開催しましたので（写真2）、提言の一部を御紹介します。

まず、ウクライナに伝えたい本県の経験と教訓についてです。

①復興財源、②住民参画、③経験と教訓の継承・発信・長期にわたる検証の3項目です。復興の在り方を国民全体で議論しながら決定するとともに、戦災の経験を後世に語り継ぎ、時間と共に変化する被災者のニーズに対応できる体制を整えていただきたいと考えています。

次に、本県が取り組む支援の内容についてです。

ウクライナ自治体からニーズの高い、義肢装具のリハビリや戦争遺族等のこころのケアに関する専門人材の育成支援を実施します。本県には震災の経験等も踏まえ、国内随一のノウハウを有する支援機関があるため、兵庫の強みを活かした支援につながると考えています。さらに、防災教育、留学生の受入、芸術・文化交流等も検討を進めていくこととしています。

2月19日にはウクライナのシュミハリ首相の訪日に合わせて、政府主催の日・ウクライナ経済復興推進会議が開催されました。都市機能の回復のためのインフラ整備等、ハード面の支援は国レベルで検討が進められていくものと考えますが、本県としては、こうした国の動きとも連携し、ソフト面での支援を中心に支援

方策の具体化を進めていきます。

最後になりましたが、このウクライナ支援の取組は、ふるさとひょうご寄附金による寄附を財源としています。「ふるさとチョイス」や「楽天ふるさと納税」等により、寄附を受け付けておりますので、皆様の御支援をよろしくお願いいたします。

【参考】

兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/bbb-ukraine.html>



【寄付金の募集】



楽天ふるさと納税



ふるさとチョイス



写真1 復興支援に関する覚書の締結
兵庫県：齋藤元彦知事（左）、イヴァーノフランクウシク州：スヴィトラーナ・オニシュチュク知事（中央）、ミコライウ州：ヴィタリー・キム知事（右）



写真2 中間報告会兼シンポジウムの様子



地域ぐるみの防災教育で津波から身を守れる子どもたちを育てる

高知県四万十町 興津地区自主防災組織・地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会

興津地区自主防災組織会長で地域ぐるみ学校安全体制整備推進委員会代表を務める船村寛さん



高知県南西部に位置する四万十町の役場がある窪川地区から車で約30分、太平洋に突き出した興津岬に、約700人が暮らす興津地区があります。南海トラフ地震が発生すれば、約15分で津波が襲来するとされ、地区への出入りは、狭隘で険しい興津峠を越える1本道のみで、災害となれば孤立が予想される地域です。

こうした地理的条件の下、地区では平成13年（2001年）から自主防災組織が立ち上がり、会長の船村寛さんを中心に、津波から身を守るための熱心な防災活動を行ってきました。高知大学の岡村眞教授（当時）の協力の下、積極的に勉強会を実施し、平成16年（2004年）には興津地区の避難計画を策定、4カ所の避難広場を設置し、津波避難タワーも建てられました。

「当時は、現在のような補助事業がなく、県や町と掛け合いながら様々な方法で予算を捻出し」（船村さん）、平成23年（2011年）の東日本大震災以前に3基の津波タワーが整備されている等、全国

的に見ても先進的な取組が実施されてきました（その後、津波想定の変更を受けてタワーも高く改修されています。）。

平成17年（2005年）には、地域の小中学校を巻き込む形で地域ぐるみの防災活動が始まりました。学校で地域と連携した防災教育を実施することで、子どもたちが津波から身を守る防災力を養おうという取組です。

「防災マップづくりをはじめ、バスを借りて他地区へ勉強会に出かけたり、炊き出し訓練をしたり、電柱に標高表示をつけたりといった取組のほか、避難訓練はシチュエーションを変えながら実施しています。令和4年（2022年）のトンガ噴火による津波の際も、実際に避難した子どもたちがいる等成果が表れています。」（船村さん）。

こうした活動を継続していることで、地区では防災意識が高い子どもたちが育ち続けています。優れた防災教育を顕彰する「ぼうさい甲子園」では、興津小学校が令和5年（2023年）の「ぼうさい大賞」に選ばれました。

残念なことに、令和5年度をもって小学校も廃校となります。しかし、地区としての防災活動が終わるわけではありません。

「京都大学防災研究所の矢守克也教授の研究室の支援もあり、3年前に廃校になった中学校には、『防災ミュージアム』が設置され、先日も卒業生たちが集まってぼうさい同窓会が行われました。地域ぐるみの防災活動は、これからも途絶えることはありません。」（船村さん）。



▲子どもたちによる防災マップづくり



▲炊き出し訓練の様子

ぼうさい No.109

令和6年（2024年）3月11日

<https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/index.html>



●編集・発行

内閣府(防災担当)普及啓発・連携担当参事官室
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館
TEL:03-5253-2111(大代表)
<https://www.bousai.go.jp>



●編集協力・デザイン・印刷・製本

第一企画株式会社
〒380-0803
長野県長野市三輪1丁目16-17
TEL:026-256-6360
URL:<https://www.d1k-c.jp>

●編集後記

特集では、令和6年（2024年）1月1日に発生した能登地震及び令和6年（2024年）に制度施行10年目を迎える地区防災計画制度について取り上げました。

能登地震の発災を受けて、改めて自助・共助によるコミュニティの防災活動の重要性を認識するとともに、この災害教訓を、地区防災計画づくりの中に取り込み、その重要性をしっかりと後世に伝えていく必要性を感じました。

●参考文献

浦上規平・矢守克也, 2018, 「避難訓練への参加率と実際の災害時の行動の関連性-高知県四万十町興津地区を事例に-」『地区防災計画学会誌』(14).
室崎益輝, 2024, 「巻頭言 希望の光としての共同体」『地区防災計画学会誌』(29).

防災担当大臣賞(5作品)

第39回

防災ポスターコンクール
入賞作品



幼児・小学1・2年生の部
川村 桜冬 さん
(東京都/日本同盟キリスト教団中野教会付属上ノ原幼稚園)



小学3~5年生の部
山本 優誠 さん
(兵庫県/加古川市立八幡小学校)



小学6年生・中学1年生の部
白田 美穂 さん
(埼玉県/さいたま市立本太小学校)



中学2・3年生の部
木下 瑠那 さん
(栃木県/幸福の科学学園中学校)



高校生・一般の部
野崎 正博 さん
(鹿児島県/公務員)

防災推進協議会会長賞(5作品)



幼児・小学1・2年生の部
畠山 咲子 さん
(東京都/光塩女子学院初等科)



小学3~5年生の部
榎本 葉 さん
(愛知県/だれでもアーティストクラブ)



小学6年生・中学1年生の部
平野 心奈 さん
(兵庫県/洲本市立洲本第二小学校)

審査員特別賞(1作品)



神戸 唯里 さん
(神奈川県/アトリエENDO)



中学2・3年生の部
眞柴 未来 さん
(福島県/福島市立北信中学校)



高校生・一般の部
尾関 裕美 さん
(愛知県)

